

日本微生物学連盟共催あるいは後援の合同学術集会、合同シンポジウムに関する内規

1. 日本微生物学連盟は、加盟学術団体間の交流を促進するために、学術集会・年次集会等（以下、学術集会）で他の関連する加盟学術団体との合同学術集会や合同シンポジウムを開催することを奨励する。

2. 合同学術集会や合同シンポジウムに連盟からの金銭的補助がある場合は日本微生物学連盟共催、ない場合は日本微生物学連盟後援と称することにする。

3. 合同学術集会や合同シンポジウムの開催に伴う旅費、会場費等の補助として当面1件につき10万円を限度に連盟の予算から支出する（年間5件程度を上限とする）。連盟からの補助を希望する場合は、学術集会やシンポジウムの内容（シンポジウムの場合は演者とその所属学術団体名を含む）、補助金の使途等を記載の上、所定の様式により連盟事務局に申し込む。申請を連盟理事会に諮り、その承認を受けた上で補助を行う。なお、合同シンポジウムでは、2つ以上の連盟加盟学術団体から演者ないしは司会が参加していることを補助の要件とする。補助を受けた学術団体は、学術集会あるいはシンポジウムが日本微生物学連盟共催であることをプログラム等に明示する。また、開催後に補助金の経理報告を連盟事務局に提出する。

4. 補助が必要ない場合でも、上記の条件に合致する合同学術集会、合同シンポジウムを開催する時は、なるべく日本微生物学連盟後援であることをプログラム等に明示する。その際は、上記と同じ様式に必要事項を記入して事務局に提出し、常務理事会の承認を得る。